

見積参加者選考調書（特定随意契約用）

調 達 件 名	東1丁目劇場施設GHP型エアコン（PAC-10）修繕業務
発 注 課	市民文化局文化部文化振興課
選 定 事 業 者	東テク北海道株式会社
随意契約の理由（相手方を特定した理由を含む。）	
本業務は、東1丁目劇場施設に設置している空調機の修繕を行うものである。 本件は客席に4台設置されている空調機のうち1台（以下「当該空調機」という）の故障によるものであり、現在当該空調機は運転を停止している。当施設は特定建築物であることから、建築物環境衛生管理基準に基づき温度を18～28℃に保つ必要があるため、特に冬期間は、全ての空調機が正常に稼働することが必須である。また、当施設は使用料（加算料）を徴収して貸出す有償の施設であることから、前回劇場利用者の撤収から次の利用者が利用するまでの2週間程度の間で、修繕を完了する必要がある。 当施設は設備の更新時期を迎えており、昨年度より空調機などの不調が頻発している。東テク北海道株式会社は、令和2年度に当施設を四季株式会社から無償譲渡を受ける前から当施設の空調機のメンテナンスを請け負っており、昨年度の劇団四季による長期使用期間も、空調の不具合調査・修繕を複数回実施している。当該空調機についても昨年度より修繕の提案を受けていたが、十分な予算がなく実施できていなかった。以上より、当該事業者は施設全体の空調機の劣化具合等についても熟知しているのみならず、当該空調機の状態についても熟知している唯一の事業者である。 これらのことから、東テク北海道株式会社が次の利用者が利用するまでの短期間に、適切な修繕を行うことが可能な唯一の事業者であるため、当該業務委託は契約の目的が競争入札等に適さないものと認め、当該業者を選定するものである。	
根 拠 法 令	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
決 定 日	令和6年12月3日